

平右衛門へ當分御預け、女中之分五十七人へ申渡此女中とばかりこれある未だ審ならず

正月十二日、上野増上寺參詣之節、木挽町見物所へ立寄、下々迄不届之事どもに付、追放被仰付者也、

右女中分乗物にのせ、兩戸をはづし、敷物無之、平川口より直に下宿、

江島姪御次頭□□宮地姪御小性ゆか、吉川姪御服の間れよ、外に三四人、右いづれも御いとま、

御用掛 大目付 仙石 丹波守

御目付 稻生次郎左衛門

丸尾五郎兵衛

町奉行 坪内能登守

二月七日○中略

江島へ姪通いたし候に付

御目付衆江島方へ被參、御吟味之上揚屋、

〔好色一代男三〕一夜の枕物ぐるひ

二日は越年にて○中略 友とする人に呷きて、まことに今宵は大原の雜魚寢とて、庄屋の内儀、娘、又

下女、下人に限らず、老若のわかちもなく、神前の拜殿に、所ならひとて、猥りがはしく打臥して、一

夜は何事をも許すとかや○下略

戒淫

〔續日本紀三文武〕慶雲三年三月丁巳、詔曰、夫禮者天地經義、人倫鎔範也、道德仁義、因禮乃弘、教訓正俗、

待禮而成、比者諸司容儀多違禮義、加以男女無別、晝夜相會、○中略 自今以後、兩省五府、並遣官人及衛

士、嚴加捉搦、隨事科決、若不合與罪者、錄狀上聞、○又見類聚三、代格十六

〔類聚三代格十二〕太政官符